

徳島県告示第二百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和三年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月十九日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

道路の種類 県道

129	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		徳島津田 インター	徳島市津田本町四丁目三八八 番二地先から 同 津田海岸町一―二五番 一七八地先まで	一、 四五四・六	令和三年三月十九日